

公 告 第 1 号  
令和 5年 1月20日

サニーピア健康保険組合  
理事長 久保昌三



令和5年度 任意継続被保険者の標準報酬月額上限額について

任意継続被保険者の標準報酬月額上限については、健康保険法第47条の規定により、前年9月30日における全被保険者の標準報酬月額を平均した額で決定されます。

当組合の令和4年9月30日における平均標準報酬月額は397,486円です。健康保険法第47条第1項第2号及び当組合同規約第43条第2項に基づき、任意継続被保険者の令和5年度標準報酬月額上限額を下記のとおり公告します。

記

1. 標準報酬月額の上限額 410,000円
2. 適用期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

以上